

改 正 後	改 正 前
<p>第3章 各教科固有の条件 [社会科（「地図」を除く。）]</p> <p>2 選択・扱い及び構成・排列</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>未確定な時事的事象について断定的に記述していたり、特定の事柄を強調し過ぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。</u></p> <p>(3) <u>近現代の歴史的事象のうち、通説的な見解がない数字などの事項について記述する場合には、通説的な見解がないことが明示されているとともに、児童又は生徒が誤解するおそれのある表現がないこと。</u></p> <p>(4) <u>閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること。</u></p> <p>(5) ~ (7) (略)</p>	<p>第3章 各教科固有の条件 [社会科（「地図」を除く。）]</p> <p>2 選択・扱い及び構成・排列</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 未確定な時事的事象について断定的に記述していたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第3章 各教科固有の条件 [地理歴史科（「地図」を除く。）]</p> <p>1 選択・扱い及び構成・排列</p> <p>(1) <u>未確定な時事的事象について断定的に記述していたり、特定の事柄を強調し過ぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。</u></p> <p>(2) <u>近現代の歴史的事象のうち、通説的な見解がない数字などの事項について記述する場合には、通説的な見解がないことが明示されているとともに、生徒が誤解するおそれのある表現がないこと。</u></p> <p>(3) <u>閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること。</u></p> <p>(4) ~ (6) (略)</p> <p>[公民科]</p> <p>1 選択・扱い及び構成・排列</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) <u>未確定な時事的事象について断定的に記述していたり、特定の事柄を強調し過ぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。</u></p> <p>(4) <u>近現代の歴史的事象のうち、通説的な見解がない数字などの事項について記述する場合には、通説的な見解がないことが明示されているとともに、生徒が誤解するおそれのある表現がないこと。</u></p> <p>(5) <u>閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること。</u></p> <p>(6) ~ (8) (略)</p>	<p>第3章 各教科固有の条件 [地理歴史科（「地図」を除く。）]</p> <p>1 選択・扱い及び構成・排列</p> <p>(1) 未確定な時事的事象について断定的に記述していたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>[公民科]</p> <p>1 選択・扱い及び構成・排列</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 未確定な時事的事象について断定的に記述していたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) ~ (6) (略)</p>